

園舎改築支援金募集 趣意書

拝啓

初冬の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、本園の教育・保育の推進につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、本園は昭和36年の開園以降、遠軽町はじめ、地域の皆様のご理解とご支援のもと、今日に至るまで教育・保育の充実を図ってまいりました。教育を取り巻く社会環境は日々変化する中、本園については、さらなる教育・保育の充実を図るべく、令和6年4月1日より、新園舎のもと幼保連携型認定こども園として新たなスタートを切ることとなりました。

つきましては、今後も本園が掲げるキリストの愛の教えに基づいた人格形成と自立を目指した教育・保育の提供を推進してまいります。より一層の環境の充実を図るため皆様からの御寄附を賜りたく、折り入ってお願い申し上げます。次第です。

学校法人 北見カトリック学園
理事長 戸部 適子

認定こども園 遠軽ひばり幼稚園
園長 黒川 早苗

園舎改築支援金募集概要

1. 募集の目的

幼保連携認定こども園 遠軽ひばり幼稚園の園舎改築を記念し、教育・保育設備充実のための資金支援を目的とします。

2. 募集期間

令和6年1月1日～令和6年12月31日

3. 募集対象

本学園の運営方針にご賛同いただける個人、又は法人

4. 税制上の優遇措置について

個人の方は所得税法にて、法人の方は法人税法による優遇措置が受けられます。

■個人の場合

所得税法第78条第2項第2号に基づき、当該年中の寄附金が2,000円を超えた場合は、確定申告することにより、所得の40%を限度として所得の控除が受けられます。ご寄附いただいた翌年の確定申告期間に、本学園が発行する「寄附金の受領証明書」及び「特定公益増進法人証明書（写）」の2点を添付の上、所轄税務署に確定申告してください。上記書類は、寄附金が本学園指定口座に入金され次第お送りいたします。

■法人の場合

①一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで損金として算入できます。

②この寄附金による損金算入は、本学園が発行する「寄附金受領証明書」と「特定公益増進法人証明書（写）」2点を添付の上、手続きができます。

5. 振込先

遠軽信用金庫 本店 普通預金：1 2 2 6 6 1 1

学校法人 北見カトリック学園 認定こども園 遠軽ひばり幼稚園

園長 黒川 早苗

6. 寄附の申込み方法

別添「寄附申込書」を記入いただき、ご郵送、FAX、E-mailのいずれかの方法でお申込み頂いた上で、お振込み下さい。

〒090-0032 北海道北見市三住町37番地1

学校法人 北見カトリック学園 本部事務局（担当：樋口）

TEL:0157-61-7284 FAX:0157-61-7293

E-mail: honbu@catholic-kitami.ed.jp